恐れ乍ら書付を以て申し上げ奉り候

一信州仲馬の者共、附通し荷物口銭の儀に付、御訴訟申上げ、問屋彦左衛門御答え申上げ候に付、御伝馬役の内、先月十日に八人御召出し御尋ね遊ばされ申上げ候趣、右八人の者共拙者共へ申し聞かせ候間、惣馬持ち残らず打寄せ、御伝馬役古法勤め方の訳、恐れ乍ら左に申上げ奉り候。

一信州より郡内へ附通し候荷物、当夏より廿文宛つ問屋彦左衛門押え取り、迷惑候由御訴訟申上げ候。

此の儀先達て申上げ候通り、附通り候荷物二十文宛つ取り候儀、拙者共存じ奉らず候。

恐れ乍ら書付を以て申し上げ奉り候

一信州仲馬の者共、附通し荷物口銭の儀に付、御訴訟申上げ、問屋彦左衛門御答え申上げ候に付、御伝馬役の内、先月十日に八人御召出し御尋ね遊ばされ申上げ候趣、右八人の者共拙者共へ申し聞かせ候間、惣馬持ち残らず打寄せ、御伝馬役古法勤め方の訳、恐れ乍ら左に申上げ奉り候。

一信州より郡内へ附通し候荷物、当夏より廿文宛つ問屋彦左衛門押え取り、迷惑候由御訴訟申上げ候。

此の儀先達て申上げ候通り、附通り候荷物二十文宛つ取り候儀、拙者共存じ奉らず候。

一柳町御伝馬勤め方古法の儀、当御町々より荷物附出しと申し候儀は、古来より御伝馬にて附出し候義、既に四十九年以前、元禄四未年平の者共問屋甚左衛門と出入の節、差上げ候願書返答書御裁許状写にも、御伝馬附出し并にはした荷物は、小出し札と申し候て、在々の馬に附け為せ候儀、相分り罷在り候、小出し札銭問屋場にため置き、三分一問屋へ之を取り、三分二平の者共へ割取り申し候、此儀も御裁許状に御座候、本荷軽尻荷物は、順々附出し仕り候処に、近年問屋彦左衛門一分の了簡にて、惣馬持ち共へも相談も無く、手札と申す儀新法仕り候。

一十四年以前午年、鰍沢村と柳町出入の節も、有馬出羽守様曲淵下野守様より御触書にも、附出し小出しの儀は、町々の者共承知奉り罷在り候御事。

一古法に差構わず、新法に手札と申す儀仕り候、惣御伝馬順々に高下無く附出し致し、駄賃取り申すべき処に、其儀無く手札売出し、附出し銭彦左衛門方へ取込み申し候、稀には附出し銭平の者へ相渡し、候儀も御座候。畢竟、手札と申す義新法仕り候故、信州仲馬追い、当御町荷出しの者共迄、附出しの儀新法と心得違い罷有り候者も有るべく御座候と存じ奉り候、古法の通り惣伝馬順々附出し致し荷出しと馬士と、直に銭取り候えば、紛わしき義も御座無く候、惣馬駄賃高下無く取り候えば、古法相立て申し分御座無く候、畢竟、手札銭夥敷く、彦左衛門取込み候故の儀にて御座候、此手札と申す儀も、拙者共へ聞かせ申さず候、此度御尋ねに付、段々詮議仕り候えば、問屋致方宜しからざる儀相知れ候様に存じ奉り候、問屋馬の儀は、何方も駄賃荷物勝手次第に附け候様に承り伝候え共、能き荷物を附け、其上手札と申すを売出し、附出し銭取込み私の儀仕り候に付、ヶ様成り出入りも差起り町内困窮仕り候、則ち四十九年以前、問屋甚左衛門と出入の節、書物并に三十五年以前差上げ申し候銘細帳写所持仕り罷有り申し候。以上、

候儀も御座候。畢竟、手札と申す義新法仕り候故、信州仲馬追い、当御町荷出しの者共迄、附出しの儀新法と心得違い罷有り候者も有るべく御座候と存じ奉り候、古法の通り惣伝馬順々附出し致し荷出しと馬士と、直に銭取り候えば、紛わしき義も御座無く候、惣馬駄賃高下無く取り候えば、古法相立て申し分御座無く候、畢竟、手札銭夥敷く、彦左衛門取込み候故の儀にて御座候、此手札と申す儀も、拙者共へ聞かせ申さず候、此度御尋ねに付、段々詮議仕り候えば、問屋致方宜しからざる儀相知れ候様に存じ奉り候、問屋馬の儀は、何方も駄賃荷物勝手次第に附け候様に承り伝候え共、能き荷物を附け、其上手札と申すを売出し、附出し銭取込み私の儀仕り候に付、ヶ様成り出入りも差起り町内困窮仕り候、則ち四十九年以前、問屋甚左衛門と出入の節、書物并に三十五年以前差上げ申し候銘細帳写所持仕り罷有り申し候。以上、

元文四未年十一月

柳町馬持　三十七人　判

御町御支配様

御役人中様